

人事行政の運営等の状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。
 詳細については、町掲示板に掲示してあるほか、ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/> 図 総務課 2221

① 職員の任免

平成25年度採用者

11名（一般事務職7名、保育士2名、消防士1名、教育公務員1名）

平成25年度退職者

11名（定年退職6名、自己都合等その他退職5名）

② 職員の給与および定員管理等の状況

平成25年度人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
43,879人 [H26.3.31現在]	99億7,087万2千円	23億3,648万7千円 (15億7,320万5千円)	23.4% (15.8%)

※（ ）内は一般職分の内書きです。

平成25年度職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
273人 (3)	9億6,649万1千円	2億2,985万2千円	3億7,686万2千円	15億7,320万5千円	576万3千円

※（ ）内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額 平成26年4月1日現在

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	333,800円	409,300円
技能労務職	38.3歳	243,800円	277,600円

※給与とは、給料に職員手当を含めたものです。（期末・勤勉手当は、含まれておりません）

初任給額 平成26年4月1日現在

区分	月額
大学卒	178,800円
短大卒	161,600円
高校卒	149,800円

期末・勤勉手当の支給割合

区分	平成26年4月1日現在	
	6月期	12月期
期末手当	1.225月	1.375月
勤勉手当	0.675月	0.675月

地域手当の状況 平成26年4月1日現在

支給率	3%
-----	----

退職手当の状況

平成26年4月1日現在

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	21.62月	30.82月	43.7月	52.44月
勸奨・定年	27.025月	36.57月	52.44月	52.44月

※伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。支給率は、この組合の条例で定められています。

ラスパイレス指数の状況

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
98.1	98.5	99.1	107.1(99.0)	107.3(99.1)

※ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。また、括弧書きは、給与改定特例法の措置がなかった場合における参考値です。

特別職の報酬などの額

平成26年4月1日現在

区分	月額	期末手当		
給料	町長	770,000円	（支給割合） 6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 合計 3.95月分	支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。
	副町長	646,000円		
報酬	議長	322,000円		
	副議長	257,000円		
	常任委員長	244,000円		
議員	229,000円			

一般行政職の級別職員数

平成26年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補	14	8.5
2級	主事	18	11.0
3級	主任	19	11.6
4級	係長・主査	50	30.5
5級	課長補佐	29	17.7
6級	課長・主幹	26	15.8
7級	統括監	8	4.9
合計		164	100

部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

部門	区分	職員数			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	3
		総務	53	55	55
		税務	19	19	20
		民生	58	64	65
		衛生	20	19	21
		水	5	5	5
		農	2	2	3
		商	2	2	3
		工	21	21	21
		土	21	21	21
計	181	188	193		
門	教育部門	34	34	34	
	消防部門	51	52	53	
	小計	266	274	280	
公営企業	会計部門	水	9	9	8
		道	5	5	4
		下	16	16	15
		水	16	16	15
		道	16	16	15
その他	16	16	15		
小計	30	30	27		
合計	計	296	304	307	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり38時間45分
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇

④ 職員の分限および懲戒処分の状況

平成25年度に分限処分を受けた職員は2人（休職）で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

平成25年度に懲戒処分を受けた職員は0人です。

⑤ 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- （平成25年度実績）
- ・ 人間ドックを受診する場合
 - ・ 献血に協力する場合
 - ・ 消防団活動に従事する場合

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。平成25年度における許可件数は、0件です。

⑥ 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、北足立北部共同研修会および市町村職員中央研修所、自治大学校および埼玉県総合技術センター主催の研修に参加。（平成25年度）職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

知識、技術、判断力、説明・調整力など人事評価制度による評価。係長昇格選考試験においても活用しました。

⑦ 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、当町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

⑧ 公平委員会に対する措置要求等の状況

平成25年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。

伊奈町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢および平均給与

（平成26年4月1日現在）

区分	伊 奈 町					民間企業		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
伊奈町	38.3歳	10人	243,800円	277,600円	265,561円	—	—	—
うち調理員	一歳	—	—	—	—	調理士	43.0歳	259,000円
うち用務員	一歳	—	—	—	—	用務員	53.7歳	202,700円
うち自動車運転手	一歳	—	—	—	—	自家用乗用自動車運転手	54.9歳	262,500円
国	49.9歳	3,272人	272,119円	—	309,534円	—	—	—
類似団体	49.8歳	14人	289,569円	315,862円	305,687円	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。（国および類似団体については、平成25年4月1日現在の年齢および月額です。）

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※国の平均給料月額および平均給与月額は、給与改定特例法による減額後の額です。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成22年～24年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	1人	3人	4人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	10人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

伊奈町技能労務職員の勤務時間等、給与及び旅費に関する規則の給料表を適用しています。

イ 手当について

一般職に準じて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、前1年間における勤務成績に応じ4号給（57歳を超える職員にあっては2号給）を標準として昇給します。

2 これまでの取組内容

- 国が平成18年度に実施した給料表の引下げに準じて、町の技能労務職員の給料水準を約2.3%引下げました。（平成19年度実施）
- 勸奨退職者の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止しました。
- 平成19、21、22年度と、3保育所の調理業務を民間委託しました。

3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

- 職員の給料および手当については、人事院勧告を基に、埼玉県や近隣市の状況を勘案し、改定を行っていきます。
- 現在、人事評価制度（能力評価）の実施を行っていません。将来的には、勤務成績を給与に反映するといった新たな昇給制度へ移行します。

4 今後の具体的な取組内容

今後、技能労務職員については、社会情勢の変化に対応すべく町としての将来を見据え、民間委託等への考慮もしつつ、行政サービスの質の低下を招かぬよう定員管理に努めてまいります。